

# 農地環境整備事業(拡充) (鳥獣害緊急総合対策推進型)

## 1. 趣 旨

- (1) 近年の農業農村を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、耕作放棄地は急速な拡大傾向を示している。特に中山間地域においては、その傾向が顕著に見受けられ、野生鳥獣や害虫の発生等により、周辺優良農地への悪影響が問題となっている。
- (2) 特に、鳥獣害対策は、平成17年8月の「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会報告書」において、「鳥獣害対策の実効性をあげるためには、有害鳥獣の(中略)個体数調整と(中略)防護に係る技術を総合的に組み合わせた被害防止技術体系を(中略)各地域の実情に合わせて構築することが必要」と指摘されている。
- (3) 農地環境整備事業では、耕作放棄地が介在する地域を対象に、鳥獣害対策のうち侵入防止柵や植生等のハード対策を実施可能としてきたところであるが、これらを総合的な対策として実施することで、実効性と効率性の向上を図る必要がある。
- (4) よって、ハード対策とソフト施策を組み合わせた総合的な鳥獣害対策を緊急的に実施し、より効果的で適切な鳥獣害対策の普及・推進を図る。

## 2. 事業内容

「鳥獣害緊急総合対策推進型」の拡充内容は以下の通り。

侵入防止柵等の鳥獣害対策のハード対策を実施する際に下記のソフト施策を拡充。

ソフト施策メニュー	概 要
1. 調査・検証	被害状況や有害鳥獣の個体数等調査、実施した対策の効果・課題の検証 等
2. 鳥獣害総合対策の策定	侵入防止柵設置、農地の適正管理等を組み合わせた総合的対策の実施方針等の検討・策定、優良事例や新技術等の情報収集 等
3. 耕作放棄地解消	耕作放棄地解消のための障害物の除去、深耕、整地、客土 等

## 3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 採 択 要 件：

事業実施地域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、概ね7割程度は確保できる見通しであること。(これまでに同じ)

生産区域における農業生産性の向上を図る事業(要綱別表の事業種類の1～6までに掲げる事業)の受益面積が概ね10ha以上であること。(これまでに同じ)

鳥獣害の発生要因となっている耕作放棄地を解消すること。

地域において総合的な被害防止対策を策定する体制が整っていること

総合的な鳥獣害対策の実施結果を検証・報告すること。

(3) 補 助 率：農林水産省・北海道55%、離島60%、奄美70%、沖縄75%

(4) 事業実施期間：平成19年度～平成23年度(\*拡充内容についてののみ)

## 4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

1,041,863千円(980,000千円)